

議案参考資料

[令和3年第3回定例会(9月)]

[担当課(室)係]

税務課 土地担当
家屋担当

議案名

議案第 55 号 桐生市過疎対策のための固定資産税の課税の特例に関する
条例案

趣旨・目的

過疎地域自立促進特別措置法が失効し、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されたことに伴い、桐生市黒保根町過疎対策のための市税(固定資産税)の課税の特例に関する条例を廃止し、新たに桐生市過疎対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例を制定しようとするものです。

概要

持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、固定資産税の課税の特例を創設しようとするものです。

1 課税の特例の内容

対象となる資産に対して課する固定資産税について、最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以降3年度分を免除します。

2 対象区域

市町村計画に記載された産業振興促進区域(桐生地区全域・黒保根地区全域)

3 対象事業

市町村計画に振興すべき業種として定められた製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等

4 対象資産

対象事業の用に供する家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地

(施行期日：公布の日)

背景・経過

過疎地域については、昭和45年以来、4次にわたり制定されてきた過疎対策立法のもとで各種の対策が講じられてきました。今回、過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日に時限法としての期限を迎え、新たに「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が令和3年4月1日に施行されました。